

平成 31 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

平成 31 年 3 月 29 日
国 住 備 第 462 号
国 住 整 第 35 号
国 住 市 第 121 号
国土交通事務次官通知

最終改正 平成 31 年 3 月 29 日
国 住 備 第 463 号
国 住 整 第 36 号
国 住 市 第 122 号

平成 31 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額を第 13 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	共同施設の建設等に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
		公営住宅の建設に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費	共同施設の建設に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
		第 5 により算出した補修工事費の額	
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準宅地復旧費	第 6 により算出した宅地復旧工事費の額	
	公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費	第 7 により算出した住宅共用部分工事費の額	

	公営住宅法第9条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付け国住備第162号)第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
サービス付き高齢者向け住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第4条第5項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
小規模住宅地区等改良事業	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(1)及び第4項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(1)及び第4項(1)に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額

改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び既設改善関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年3月19日付け建設省住整発第25号）第16第8項に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第3号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イー16－(8)1第3号に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事業	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イー16－(8)1第8号に規定する国土交通大臣の定める額	第2により算出した主体附帯工事費の額 従前居住者用住宅の建設に要する費用 従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用
		第12により算出した賃貸施設工事費の額

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

- (1) 主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）は、住宅の戸数に、別表第1の（その1）から（その4）に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。
- (1戸当たり主体附帯工事費)
= (別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事基本額)
+ (別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事費面積係数) × (1戸当たり平

均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1（その1）に定める1戸当たり標準床面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,661,000円以内又は、3,268,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

- (1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44m²をえたものを1戸当たり標準床面積に44m²をえたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B'_i}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 標準主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44m²をえたもの

B_{i'} : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44m²をえたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

（iは、構造別を示す添字である。）

- (2) サービス付き高齢者向け住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造のサービス付き高齢者向け住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により

算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

P_i : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

S_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

A_i : 構造別ごとのサービス付き高齢者向け住宅の戸数

C_i : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に344,000円（燃料庫の床面積が3.3m²未満のときは、344,000円に当該燃料庫の床面積を3.3m²で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあっては100分の25）
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）、空き家住宅又は空き建築物の買収に要する費用の1m²当たりの額（その額が144,000円を超える場合にあっては、144,000円）に買収する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1m²当たりの額（その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で27,000円を超える場合にあっては27,000円、非

木造住宅又は非木造建築物の除却工事で 38,000 円を超える場合にあっては 38,000 円)に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第 10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第 3 に掲げる開発充当率を乗じて得た額(その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額)とする。

1 戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位 : 千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－I	大都市－II	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注 1) 地域区分の大都市－I 及び大都市－II は、それぞれ別表第 4 のその 1 及びその 2 に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－I 及び大都市－II の区域以外の区域とする。

注 2) D I D の区域内の用地については、他の区域内の用地にあっては大都市－II の限度額を、大都市－II の区域内の用地にあっては大都市－I の限度額を、大都市－I の区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注 3) 首都圏整備法(昭和 31 年法律第 83 号) 第 2 条第 3 項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法(昭和 38 年法律第 129 号) 第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注 4) 注 3 に掲げる区域内で、かつ、D I D 区域内である区域内においては、注 2 及び注 3 にかかわらず大都市－特特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用(その額が 2,805,000 円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額)とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に

要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の項各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、

(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	2,260	2,480	2,610	2,830	2,980

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,230,000円を超える場合にあっては、1,230,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が570,000円を超える場合にあっては、570,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用（当該費用が1,990,000円を超える場合にあっては、1,990,000円）

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

第12 賃貸施設工事費

1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y'_i}{Y_i} \times Z_i$$

X : 賃貸施設工事費

Y_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y_{i'} : 当該施設の補助対象床面積

Z_i : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

（iは、構造別を示す添字である。）

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(15)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,889,000円以下、(9)については1施設当たり849,000円以下、(15)については1施設当たり1,634,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	74.7	19,940	19,550	18,400	17,670	17,620
	大 都 市		-	16,000	15,060	14,470	14,420
	多雪寒冷		15,640	15,340	14,430	13,870	-
	一 般		-	14,870	14,000	13,450	13,410
	奄 美		-	-	-	-	16,380
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特 別	79.3	21,020	20,610	19,510	18,850	18,800
	大 都 市		-	17,020	16,120	15,570	15,530
	多雪寒冷		16,720	16,390	15,520	15,000	-
	一 般		-	15,910	15,060	14,560	14,510
	奄 美		-	-	-	-	17,830
耐火構造平家建	特 別	74.7	22,260	21,820	20,500	19,710	19,690
	大 都 市		-	17,080	16,050	15,430	15,420
	多雪寒冷		16,640	16,310	15,320	14,740	-
	一 般		-	15,580	14,630	14,070	14,060
	奄 美		-	-	-	-	17,210
耐火構造2階建	特 別	79.3	22,550	22,110	20,940	20,210	20,190
	大 都 市		-	18,220	17,250	16,650	16,640
	多雪寒冷		17,940	17,590	16,650	16,070	-
	一 般		-	16,980	16,080	15,520	15,510
	奄 美		-	-	-	-	18,980
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	85.5	19,670	19,290	18,360	17,790	17,760
	大 都 市		-	16,740	15,940	15,440	15,410
	多雪寒冷		16,500	16,170	15,400	14,920	-
	一 般		-	15,480	14,740	14,280	14,250
	奄 美		-	-	-	-	18,310
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	21,630	21,200	20,190	19,560	19,520
	大 都 市		-	18,410	17,520	16,980	16,950
	多雪寒冷		18,140	17,780	16,930	16,400	-
	一 般		-	17,020	16,200	15,700	15,670
	奄 美		-	-	-	-	20,130

中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	85.5	20,220	19,820	18,830	18,250	18,230
	大 都 市		-	17,210	16,360	15,850	15,830
	多雪寒冷		16,970	16,640	15,810	15,320	-
	一 般		-	15,860	15,070	14,610	14,590
	奄 美		-	-	-	-	18,680
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	22,230	21,790	20,710	20,060	20,040
	大 都 市		-	18,930	17,980	17,430	17,410
	多雪寒冷		18,660	18,290	17,380	16,850	-
	一 般		-	17,440	16,570	16,060	16,040
	奄 美		-	-	-	-	20,540
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階)	特 別	85.5	19,960	19,570	18,520	17,890	17,870
	大 都 市		-	16,860	15,950	15,410	15,390
	多雪寒冷		16,580	16,260	15,380	14,860	-
	一 般		-	15,450	14,620	14,120	14,110
	奄 美		-	-	-	-	18,060
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	21,950	21,520	20,360	19,670	19,650
	大 都 市		-	18,530	17,530	16,940	16,920
	多雪寒冷		18,230	17,870	16,910	16,340	-
	一 般		-	16,980	16,070	15,530	15,510
	奄 美		-	-	-	-	19,860
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	特 別	101.1	21,750	21,320	20,340	19,740	19,720
	大 都 市		-	17,710	16,890	16,400	16,380
	多雪寒冷		19,300	18,920	18,050	17,520	-
	一 般		-	16,600	15,830	15,370	15,350
	奄 美		-	-	-	-	20,260
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	特 別	101.1	22,930	22,480	21,540	20,970	20,950
	大 都 市		-	18,230	17,470	17,010	16,990
	多雪寒冷		19,990	19,600	18,780	18,290	-
	一 般		-	16,900	16,190	15,760	15,750
	奄 美		-	-	-	-	20,780
高層耐火構造 (地上階数 12 ~ 13 階)	特 別	101.1	23,360	22,910	22,020	21,490	21,470
	大 都 市		-	19,750	18,990	18,530	18,510
	多雪寒冷		21,190	20,770	19,970	19,480	-
	一 般		-	18,770	18,040	17,600	17,590
	奄 美		-	-	-	-	23,210
高層耐火構造 (地上階数 14 ~ 19 階)	特 別	101.1	24,760	24,280	23,410	22,900	22,880
	大 都 市		-	20,940	20,190	19,750	19,730
	多雪寒冷		22,450	22,010	21,230	20,770	-
	一 般		-	19,890	19,180	18,760	18,750
	奄 美		-	-	-	-	24,740
超高層耐火構造 (地上階数 20 階 ~)	特 別	105.6	34,160	33,490	32,500	31,950	31,920
	大 都 市		-	25,840	25,070	24,660	24,630
	多雪寒冷		28,870	28,300	27,470	27,010	-
	一 般		-	23,440	22,740	22,360	22,340
	奄 美		-	-	-	-	27,480

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	17,100	16,770
	一般		15,930	15,620
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	17,480	17,130
	一般		16,610	16,280
耐火構造平家建	特別	76.3	18,190	17,830
	一般		17,330	17,000
耐火構造2階建	特別	80.9	18,720	18,350
	一般		17,840	17,490
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	87.1	18,430	18,070
	一般		17,470	17,130
	暖房設備付	85.5	18,900	18,530
	一般		17,930	17,580
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	20,220	19,830
	一般		19,180	18,800
	暖房設備付	94.0	20,780	20,380
	一般		19,710	19,320
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	87.1	19,050	18,680
	一般		17,920	17,560
	暖房設備付	85.5	19,550	19,170
	一般		18,380	18,020
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	20,910	20,500
	一般		19,660	19,270
	暖房設備付	94.0	21,500	21,080
	一般		20,210	19,810
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	87.1	17,610	17,270
	一般		16,560	16,230
	暖房設備付	85.5	18,060	17,700
	一般		16,980	16,650
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	19,320	18,940
	一般		18,170	17,820
	暖房設備付	94.0	19,850	19,460
	一般		18,660	18,300
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	102.7	17,690	17,340
	一般		16,360	16,040
	暖房設備付	101.1	18,050	17,700
	一般		16,690	16,360
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	102.7	19,850	19,460
	一般		18,350	17,990
	暖房設備付	101.1	20,150	19,750
	一般		18,620	18,250

高層耐火構造 (地上階数 12~13 階)	燃料庫付	特別	102. 7	21, 110	20, 700
		一般		19, 520	19, 140
	暖房設備付	特別	101. 1	21, 400	20, 980
		一般		19, 780	19, 390
高層耐火構造 (地上階数 14~19 階)	燃料庫付	特別	102. 7	23, 000	22, 550
		一般		21, 260	20, 850
	暖房設備付	特別	101. 1	23, 250	22, 790
		一般		21, 490	21, 070
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	107. 2	28, 370	27, 820
		一般		26, 230	25, 720
	暖房設備付	特別	105. 6	28, 720	28, 160
		一般		26, 550	26, 030

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74. 7	14, 500
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79. 3	16, 170
耐火構造平家建	74. 7	16, 230
耐火構造 2 階建	79. 3	17, 220
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	17, 420
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94. 0	19, 150
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	17, 780
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94. 0	19, 560
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	16, 260
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型の住棟)	94. 0	17, 890
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	101. 1	17, 390
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	101. 1	19, 600
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	101. 1	21, 020

○その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	74.7	18,990	18,610	17,520	16,830	16,780
	大 都 市		-	15,240	14,340	13,780	13,740
	多雪寒冷		14,900	14,600	13,750	13,200	-
	一 般		-	14,160	13,330	12,810	12,770
	奄 美		-	-	-	-	15,600
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特 別	79.3	20,010	19,620	18,580	17,950	17,900
	大 都 市		-	16,210	15,350	14,830	14,790
	多雪寒冷		15,920	15,610	14,780	14,280	-
	一 般		-	15,150	14,350	13,860	13,820
	奄 美		-	-	-	-	16,980
耐火構造平家建	特 別	74.7	21,200	20,780	19,520	18,770	18,750
	大 都 市		-	16,270	15,280	14,700	14,680
	多雪寒冷		15,840	15,530	14,590	14,030	-
	一 般		-	14,830	13,930	13,400	13,390
	奄 美		-	-	-	-	16,390
耐火構造2階建	特 別	79.3	21,470	21,050	19,940	19,240	19,230
	大 都 市		-	17,350	16,430	15,860	15,840
	多雪寒冷		17,080	16,750	15,860	15,310	-
	一 般		-	16,170	15,310	14,780	14,770
	奄 美		-	-	-	-	18,080
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	85.5	19,600	19,210	18,290	17,730	17,690
	大 都 市		-	16,680	15,880	15,390	15,350
	多雪寒冷		16,430	16,110	15,340	14,860	-
	一 般		-	15,420	14,680	14,230	14,200
	奄 美		-	-	-	-	18,240
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	21,550	21,120	20,110	19,490	19,450
	大 都 市		-	18,340	17,460	16,920	16,880
	多雪寒冷		18,070	17,710	16,860	16,340	-
	一 般		-	16,950	16,140	15,640	15,610
	奄 美		-	-	-	-	20,060
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別	85.5	18,990	18,610	17,520	16,830	16,780
	大 都 市		-	15,240	14,340	13,780	13,740
	多雪寒冷		14,900	14,600	13,750	13,200	-

	一般		-	14, 160	13, 330	12, 810	12, 770
	奄美		-	-	-	-	15, 600
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特別	94. 0	20, 140	19, 740	18, 760	18, 180	18, 160
	大都市		-	17, 150	16, 300	15, 790	15, 780
	多雪寒冷		16, 910	16, 580	15, 750	15, 260	-
	一般		-	15, 800	15, 020	14, 550	14, 540
	奄美		-	-	-	-	18, 610
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階)	特別	85. 5	22, 140	21, 710	20, 630	19, 990	19, 970
	大都市		-	18, 850	17, 920	17, 360	17, 340
	多雪寒冷		18, 590	18, 230	17, 320	16, 780	-
	一般		-	17, 370	16, 510	16, 000	15, 980
	奄美		-	-	-	-	20, 460
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階) (片廊下型住棟)	特別	94. 0	19, 890	19, 500	18, 450	17, 820	17, 800
	大都市		-	16, 790	15, 890	15, 350	15, 340
	多雪寒冷		16, 520	16, 200	15, 320	14, 810	-
	一般		-	15, 390	14, 560	14, 070	14, 050
	奄美		-	-	-	-	17, 990
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	特別	101. 1	21, 870	21, 440	20, 280	19, 590	19, 580
	大都市		-	18, 460	17, 470	16, 880	16, 860
	多雪寒冷		18, 160	17, 810	16, 850	16, 280	-
	一般		-	16, 920	16, 010	15, 470	15, 450
	奄美		-	-	-	-	19, 780
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	特別	101. 1	21, 490	21, 070	20, 100	19, 510	19, 490
	大都市		-	17, 500	16, 690	16, 200	16, 190
	多雪寒冷		19, 070	18, 700	17, 840	17, 320	-
	一般		-	16, 400	15, 640	15, 190	15, 170
	奄美		-	-	-	-	20, 020
高層耐火構造 (地上階数 12 ~ 13 階)	特別	101. 1	22, 660	22, 220	21, 280	20, 720	20, 700
	大都市		-	18, 020	17, 260	16, 810	16, 790
	多雪寒冷		19, 760	19, 370	18, 560	18, 070	-
	一般		-	16, 700	16, 000	15, 580	15, 560
	奄美		-	-	-	-	20, 540
高層耐火構造 (地上階数 14 ~ 19 階)	特別	101. 1	23, 090	22, 640	21, 770	21, 230	21, 210
	大都市		-	19, 520	18, 770	18, 310	18, 290
	多雪寒冷		20, 940	20, 530	19, 740	19, 250	-
	一般		-	18, 540	17, 830	17, 400	17, 380
	奄美		-	-	-	-	22, 940
超高層耐火構造 (地上階数 20 階 ~)	特別	105. 6	24, 470	23, 990	23, 130	22, 630	22, 610
	大都市		-	20, 690	19, 950	19, 520	19, 500
	多雪寒冷		22, 190	21, 760	20, 980	20, 520	-
	一般		-	19, 660	18, 950	18, 540	18, 520
	奄美		-	-	-	-	24, 450

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	16,280	15,960
	一般		15,170	14,880
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	16,650	16,320
	一般		15,810	15,500
耐火構造平家建	特別	76.3	17,320	16,980
	一般		16,510	16,180
耐火構造2階建	特別	80.9	17,820	17,470
	一般		16,990	16,650
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	87.1	18,360	18,000
	一般		17,400	17,060
	暖房設備付	85.5	18,830	18,460
	一般		17,860	17,510
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	20,150	19,750
	一般		19,110	18,730
	暖房設備付	94.0	20,710	20,300
	一般		19,630	19,250
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	87.1	18,980	18,610
	一般		17,850	17,500
	暖房設備付	85.5	19,480	19,100
	一般		18,310	17,960
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	20,830	20,430
	一般		19,590	19,200
	暖房設備付	94.0	21,420	21,000
	一般		20,130	19,740
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	87.1	17,540	17,200
	一般		16,490	16,170
	暖房設備付	85.5	17,990	17,640
	一般		16,910	16,580
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	19,250	18,870
	一般		18,100	17,750
	暖房設備付	94.0	19,770	19,380
	一般		18,590	18,230
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	102.7	17,480	17,140
	一般		16,160	15,850
	暖房設備付	101.1	17,840	17,490
	一般		16,490	16,170
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	102.7	19,620	19,230
	一般		18,130	17,780
	暖房設備付	101.1	19,910	19,520
	一般		18,400	18,040

高層耐火構造 (地上階数 12~13 階)	燃料庫付	特別	102.7	20,860	20,450
		一般		19,290	18,910
	暖房設備付	特別	101.1	21,150	20,730
		一般		19,540	19,160
高層耐火構造 (地上階数 14~19 階)	燃料庫付	特別	102.7	22,730	22,280
		一般		21,010	20,600
	暖房設備付	特別	101.1	22,970	22,520
		一般		21,240	20,820
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	107.2	28,040	27,490
		一般		25,930	25,420
	暖房設備付	特別	105.6	28,390	27,830
		一般		26,240	25,730

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	13,800
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	15,400
耐火構造平家建	74.7	15,450
耐火構造 2 階建	79.3	16,400
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	17,350
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	19,080
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	17,720
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	19,480
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	16,200
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型の住棟)	94.0	17,820
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	101.1	17,180
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	101.1	19,370
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	101.1	20,780

○その3 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1) この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	81.3	21,690	21,270	20,010	19,230	19,170
	大 都 市		-	17,400	16,380	15,720	15,690
	多雪寒冷		17,010	16,680	15,690	15,090	-
	一 般		-	16,170	15,210	14,610	14,580
	奄 美		-	-	-	-	17,820
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特 別	85.9	22,740	22,320	21,120	20,400	20,340
	大 都 市		-	18,420	17,460	16,860	16,800
	多雪寒冷		18,090	17,730	16,800	16,230	-
	一 般		-	17,220	16,290	15,750	15,690
	奄 美		-	-	-	-	19,290
耐火構造平家建	特 別	81.3	24,210	23,730	22,290	21,450	21,420
	大 都 市		-	18,570	17,460	16,770	16,770
	多雪寒冷		18,090	17,730	16,650	16,020	-
	一 般		-	16,950	15,900	15,300	15,270
	奄 美		-	-	-	-	18,720
耐火構造2階建	特 別	85.9	24,420	23,940	22,650	21,870	21,840
	大 都 市		-	19,710	18,660	18,030	18,000
	多雪寒冷		19,410	19,020	18,030	17,400	-
	一 般		-	18,390	17,400	16,800	16,770
	奄 美		-	-	-	-	20,550
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	92.1	21,180	20,760	19,770	19,140	19,110
	大 都 市		-	18,030	17,160	16,620	16,590
	多雪寒冷		17,760	17,400	16,560	16,050	-
	一 般		-	16,650	15,870	15,360	15,330
	奄 美		-	-	-	-	19,710
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	23,130	22,680	21,600	20,910	20,880
	大 都 市		-	19,680	18,750	18,150	18,120
	多雪寒冷		19,380	19,020	18,090	17,550	-
	一 般		-	18,210	17,310	16,800	16,740
	奄 美		-	-	-	-	21,540

中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	92. 1	21, 750	21, 330	20, 280	19, 650	19, 620
	大 都 市		-	18, 540	17, 610	17, 070	17, 040
	多雪寒冷		18, 270	17, 910	17, 010	16, 500	-
	一 般		-	17, 070	16, 230	15, 720	15, 690
	奄 美		-	-	-	-	20, 100
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100. 6	23, 760	23, 310	22, 140	21, 450	21, 450
	大 都 市		-	20, 250	19, 230	18, 630	18, 630
	多雪寒冷		19, 950	19, 560	18, 600	18, 000	-
	一 般		-	18, 660	17, 730	17, 160	17, 160
	奄 美		-	-	-	-	21, 960
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階)	特 別	92. 1	21, 480	21, 060	19, 920	19, 260	19, 230
	大 都 市		-	18, 150	17, 160	16, 590	16, 560
	多雪寒冷		17, 850	17, 490	16, 560	15, 990	-
	一 般		-	16, 620	15, 720	15, 210	15, 180
	奄 美		-	-	-	-	19, 440
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100. 6	23, 460	23, 010	21, 780	21, 030	21, 000
	大 都 市		-	19, 830	18, 750	18, 120	18, 090
	多雪寒冷		19, 500	19, 110	18, 090	17, 460	-
	一 般		-	18, 150	17, 190	16, 590	16, 590
	奄 美		-	-	-	-	21, 240
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	特 別	107. 7	23, 160	22, 710	21, 660	21, 030	21, 000
	大 都 市		-	18, 840	17, 970	17, 460	17, 430
	多雪寒冷		20, 550	20, 130	19, 200	18, 660	-
	一 般		-	17, 670	16, 860	16, 350	16, 350
	奄 美		-	-	-	-	21, 570
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	特 別	107. 7	24, 420	23, 940	22, 920	22, 320	22, 290
	大 都 市		-	19, 410	18, 600	18, 090	18, 090
	多雪寒冷		21, 270	20, 880	19, 980	19, 470	-
	一 般		-	18, 000	17, 220	16, 770	16, 770
	奄 美		-	-	-	-	22, 140
高層耐火構造 (地上階数 12 ~ 13 階)	特 別	107. 7	24, 870	24, 390	23, 460	22, 890	22, 860
	大 都 市		-	21, 030	20, 220	19, 740	19, 710
	多雪寒冷		22, 560	22, 110	21, 270	20, 730	-
	一 般		-	19, 980	19, 200	18, 750	18, 720
	奄 美		-	-	-	-	24, 720
高層耐火構造 (地上階数 14 ~ 19 階)	特 別	107. 7	26, 370	25, 860	24, 930	24, 390	24, 360
	大 都 市		-	22, 290	21, 480	21, 030	21, 000
	多雪寒冷		23, 910	23, 430	22, 590	22, 110	-
	一 般		-	21, 180	20, 400	19, 980	19, 950
	奄 美		-	-	-	-	26, 340
超高層耐火構造 (地上階数 20 階 ~)	特 別	112. 2	36, 270	35, 580	34, 500	33, 930	33, 900
	大 都 市		-	27, 450	26, 640	26, 190	26, 160
	多雪寒冷		30, 660	30, 060	29, 160	28, 680	-
	一 般		-	24, 900	24, 150	23, 760	23, 730
	奄 美		-	-	-	-	29, 190

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	18,570	18,210
	一般		17,280	16,950
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	18,900	18,510
	一般		17,940	17,580
耐火構造平家建	特別	82.9	19,740	19,350
	一般		18,810	18,450
耐火構造2階建	特別	87.5	20,220	19,830
	一般		19,290	18,900
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	93.7	19,800	19,410
	一般		18,780	18,420
	暖房設備付	92.1	20,340	19,950
	一般		19,290	18,930
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	21,600	21,180
	一般		20,490	20,100
	暖房設備付	100.6	22,230	21,780
	一般		21,090	20,670
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	93.7	20,490	20,070
	一般		19,260	18,870
	暖房設備付	92.1	21,060	20,640
	一般		19,800	19,410
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	22,350	21,900
	一般		21,000	20,580
	暖房設備付	100.6	22,980	22,530
	一般		21,600	21,180
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	93.7	18,930	18,570
	一般		17,790	17,460
	暖房設備付	92.1	19,440	19,050
	一般		18,270	17,910
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	20,640	20,220
	一般		19,410	19,020
	暖房設備付	100.6	21,240	20,820
	一般		19,950	19,560
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	109.3	18,810	18,450
	一般		17,400	17,040
	暖房設備付	107.7	19,200	18,840
	一般		17,760	17,400
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	109.3	21,120	20,700
	一般		19,500	19,140
	暖房設備付	107.7	21,450	21,030
	一般		19,830	19,440

高層耐火構造 (地上階数 12~13 階)	燃料庫付	特別	109.3	22,440	22,020
		一般		20,760	20,340
高層耐火構造 (地上階数 14~19 階)	暖房設備付	特別	107.7	22,770	22,320
		一般		21,060	20,640
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	109.3	24,450	23,970
		一般		22,620	22,170
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	107.7	24,750	24,270
		一般		22,890	22,440
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	113.8	30,090	29,520
		一般		27,840	27,300
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	112.2	30,510	29,910
		一般		28,200	27,660

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	15,750
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	17,520
耐火構造平家建	81.3	17,640
耐火構造 2 階建	85.9	18,630
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	18,750
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	20,490
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	19,140
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	20,910
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	17,490
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型の住棟)	100.6	19,140
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	107.7	18,510
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	107.7	20,880
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	107.7	22,380

○その4 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注1) この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸) B	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	20,640	20,250	19,050	18,300	18,240
	大都市		-	16,560	15,600	14,970	14,940
	多雪寒冷		16,200	15,870	14,940	14,370	-
	一般		-	15,390	14,490	13,920	13,890
	奄美		-	-	-	-	16,950
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	85.9	21,660	21,240	20,100	19,440	19,380
	大都市		-	17,550	16,620	16,050	15,990
	多雪寒冷		17,220	16,890	15,990	15,450	-
	一般		-	16,410	15,510	15,000	14,940
	奄美		-	-	-	-	18,390
耐火構造平家建	特別	81.3	23,040	22,590	21,240	20,430	20,400
	大都市		-	17,700	16,620	15,990	15,960
	多雪寒冷		17,220	16,890	15,870	15,270	-
	一般		-	16,140	15,150	14,580	14,550
	奄美		-	-	-	-	17,820
耐火構造2階建	特別	85.9	23,250	22,800	21,570	20,820	20,820
	大都市		-	18,780	17,790	17,160	17,160
	多雪寒冷		18,480	18,120	17,160	16,560	-
	一般		-	17,490	16,560	15,990	15,990
	奄美		-	-	-	-	19,560
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	21,090	20,670	19,680	19,080	19,050
	大都市		-	17,940	17,100	16,560	16,530
	多雪寒冷		17,700	17,340	16,500	15,990	-
	一般		-	16,590	15,810	15,300	15,270
	奄美		-	-	-	-	19,650
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	23,040	22,590	21,510	20,850	20,790
	大都市		-	19,620	18,660	18,090	18,060
	多雪寒冷		19,320	18,930	18,030	17,460	-
	一般		-	18,120	17,250	16,710	16,680
	奄美		-	-	-	-	21,450

中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	92.1	21, 690	21, 240	20, 190	19, 560	19, 560
	大 都 市		-	18, 450	17, 550	16, 980	16, 980
	多雪寒冷		18, 210	17, 850	16, 950	16, 440	-
	一 般		-	17, 010	16, 170	15, 660	15, 630
	奄 美		-	-	-	-	20, 040
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	23, 670	23, 220	22, 050	21, 390	21, 360
	大 都 市		-	20, 160	19, 170	18, 570	18, 540
	多雪寒冷		19, 890	19, 500	18, 510	17, 940	-
	一 般		-	18, 570	17, 640	17, 100	17, 100
	奄 美		-	-	-	-	21, 870
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階)	特 別	92.1	21, 420	21, 000	19, 860	19, 170	19, 170
	大 都 市		-	18, 060	17, 100	16, 530	16, 500
	多雪寒冷		17, 790	17, 430	16, 500	15, 930	-
	一 般		-	16, 560	15, 660	15, 150	15, 120
	奄 美		-	-	-	-	19, 380
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	23, 400	22, 920	21, 690	20, 970	20, 940
	大 都 市		-	19, 740	18, 690	18, 060	18, 030
	多雪寒冷		19, 410	19, 050	18, 000	17, 400	-
	一 般		-	18, 090	17, 130	16, 530	16, 530
	奄 美		-	-	-	-	21, 150
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	特 別	107.7	22, 890	22, 440	21, 390	20, 760	20, 760
	大 都 市		-	18, 630	17, 760	17, 250	17, 220
	多雪寒冷		20, 310	19, 920	18, 990	18, 420	-
	一 般		-	17, 460	16, 650	16, 170	16, 140
	奄 美		-	-	-	-	21, 330
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	特 別	107.7	24, 120	23, 640	22, 650	22, 050	22, 050
	大 都 市		-	19, 170	18, 360	17, 880	17, 880
	多雪寒冷		21, 030	20, 610	19, 740	19, 230	-
	一 般		-	17, 790	17, 040	16, 590	16, 560
	奄 美		-	-	-	-	21, 870
高層耐火構造 (地上階数 12~13 階)	特 別	107.7	24, 570	24, 090	23, 160	22, 620	22, 590
	大 都 市		-	20, 790	19, 980	19, 500	19, 470
	多雪寒冷		22, 290	21, 840	21, 000	20, 490	-
	一 般		-	19, 740	18, 990	18, 510	18, 510
	奄 美		-	-	-	-	24, 420
高層耐火構造 (地上階数 14~19 階)	特 別	107.7	26, 070	25, 530	24, 630	24, 090	24, 060
	大 都 市		-	22, 020	21, 240	20, 790	20, 760
	多雪寒冷		23, 610	23, 160	22, 320	21, 840	-
	一 般		-	20, 910	20, 160	19, 740	19, 710
	奄 美		-	-	-	-	26, 040
超高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	特 別	112.2	35, 850	35, 160	34, 110	33, 540	33, 510
	大 都 市		-	27, 120	26, 310	25, 860	25, 860
	多雪寒冷		30, 300	29, 700	28, 830	28, 350	-
	一 般		-	24, 600	23, 880	23, 460	23, 430
	奄 美		-	-	-	-	28, 830

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
			I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	82.9	17,670	17,340
	一般		16,470	16,140
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	18,000	17,640
	一般		17,100	16,740
耐火構造平家建	特別	82.9	18,810	18,420
	一般		17,910	17,580
耐火構造2階建	特別	87.5	19,260	18,900
	一般		18,360	18,000
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	93.7	19,740	19,350
	一般		18,720	18,330
	暖房設備付	92.1	20,280	19,860
	一般		19,230	18,840
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	21,510	21,090
	一般		20,400	20,010
	暖房設備付	100.6	22,140	21,720
	一般		21,000	20,580
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	93.7	20,400	20,010
	一般		19,200	18,810
	暖房設備付	92.1	20,970	20,550
	一般		19,710	19,320
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	22,260	21,810
	一般		20,910	20,520
	暖房設備付	100.6	22,920	22,470
	一般		21,540	21,120
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	93.7	18,870	18,480
	一般		17,730	17,370
	暖房設備付	92.1	19,350	18,990
	一般		18,210	17,850
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	20,550	20,160
	一般		19,350	18,960
	暖房設備付	100.6	21,150	20,730
	一般		19,890	19,500
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	109.3	18,600	18,240
	一般		17,190	16,860
	暖房設備付	107.7	18,990	18,630
	一般		17,550	17,220
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	109.3	20,850	20,460
	一般		19,290	18,900
	暖房設備付	107.7	21,210	20,790
	一般		19,590	19,200

高層耐火構造 (地上階数 12~13 階)	燃料庫付	特別	109.3	22,200	21,750
		一般		20,520	20,100
	暖房設備付	特別	107.7	22,500	22,080
		一般		20,790	20,400
高層耐火構造 (地上階数 14~19 階)	燃料庫付	特別	109.3	24,180	23,700
		一般		22,350	21,900
	暖房設備付	特別	107.7	24,450	23,970
		一般		22,620	22,170
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	113.8	29,760	29,160
		一般		27,510	26,970
	暖房設備付	特別	112.2	30,150	29,550
		一般		27,870	27,330

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	15,000
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	16,680
耐火構造平家建	81.3	16,800
耐火構造 2 階建	85.9	17,760
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	18,690
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	20,400
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	19,080
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	20,850
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	17,430
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型の住棟)	100.6	19,050
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	107.7	18,300
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	107.7	20,610
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	107.7	22,110

○その5 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円／戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円／m ²)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
木造平家建 及び 準耐火構造平屋建	特別	7,038	6,900	6,495	6,239	6,220	160	157	148	142	141
	大都市	-	5,648	5,316	5,107	5,091	-	128	121	116	116
	多雪寒冷	5,522	5,413	5,095	4,895	-	125	123	116	111	-
	一般	-	5,250	4,941	4,747	4,732	-	119	112	108	108
木造2階建 及び 準耐火構造2階建	奄美	-	-	-	-	5,782	-	-	-	-	131
	特別	7,142	7,002	6,631	6,407	6,387	162	159	151	146	145
	大都市	-	5,785	5,478	5,293	5,277	-	131	124	120	120
	多雪寒冷	5,681	5,570	5,274	5,096	-	129	127	120	116	-
耐火構造平家建	一般	-	5,406	5,119	4,946	4,931	-	123	116	112	112
	奄美	-	-	-	-	6,061	-	-	-	-	138
	特別	7,857	7,703	7,237	6,958	6,952	179	175	164	158	158
	大都市	-	6,030	5,665	5,447	5,442	-	137	129	124	124
	多雪寒冷	5,873	5,758	5,410	5,201	-	133	131	123	118	-
耐火構造2階建	一般	-	5,498	5,165	4,967	4,962	-	125	117	113	113
	奄美	-	-	-	-	6,075	-	-	-	-	138
	特別	7,663	7,513	7,115	6,868	6,861	174	171	162	156	156
	大都市	-	6,191	5,863	5,659	5,653	-	141	133	129	128
	多雪寒冷	6,095	5,976	5,659	5,462	-	139	136	129	124	-
中層準耐火構造 (地上階数3階)	一般	-	5,770	5,464	5,274	5,269	-	131	124	120	120
	奄美	-	-	-	-	6,451	-	-	-	-	147
	特別	6,659	6,528	6,215	6,022	6,010	151	148	141	137	137
	大都市	-	5,667	5,395	5,228	5,217	-	129	123	119	119
	多雪寒冷	5,583	5,474	5,211	5,050	-	127	124	118	115	-
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	一般	-	5,239	4,988	4,833	4,824	-	119	113	110	110
	奄美	-	-	-	-	6,199	-	-	-	-	141
	特別	6,870	6,735	6,412	6,213	6,201	156	153	146	141	141
	大都市	-	5,846	5,566	5,393	5,382	-	133	126	123	122
	多雪寒冷	5,760	5,647	5,377	5,210	-	131	128	122	118	-
中層耐火構造 (地上階数3階)	一般	-	5,405	5,146	4,986	4,976	-	123	117	113	113
	奄美	-	-	-	-	6,395	-	-	-	-	145
	特別	6,843	6,709	6,375	6,177	6,171	156	152	145	140	140
	大都市	-	5,827	5,537	5,365	5,360	-	132	126	122	122
	多雪寒冷	5,745	5,632	5,352	5,186	-	131	128	122	118	-
中層耐火構造 (地上階数3階)	一般	-	5,370	5,103	4,944	4,939	-	122	116	112	112
	奄美	-	-	-	-	6,324	-	-	-	-	144

中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	7,060	6,921	6,577	6,373	6,367	160	157	149	145	145
	大都市	-	6,011	5,712	5,535	5,530	-	137	130	126	126
	多雪寒冷	5,927	5,811	5,522	5,351	-	135	132	126	122	-
	一般	-	5,540	5,264	5,101	5,096	-	126	120	116	116
	奄美	-	-	-	-	6,524	-	-	-	-	148
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	6,757	6,625	6,268	6,056	6,050	154	151	142	138	137
	大都市	-	5,706	5,398	5,216	5,210	-	130	123	119	118
	多雪寒冷	5,613	5,503	5,206	5,030	-	128	125	118	114	-
	一般	-	5,229	4,947	4,780	4,775	-	119	112	109	109
	奄美	-	-	-	-	6,114	-	-	-	-	139
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	6,972	6,835	6,466	6,248	6,241	158	155	147	142	142
	大都市	-	5,887	5,569	5,381	5,376	-	134	127	122	122
	多雪寒冷	5,791	5,678	5,371	5,190	-	132	129	122	118	-
	一般	-	5,395	5,104	4,931	4,927	-	123	116	112	112
	奄美	-	-	-	-	6,307	-	-	-	-	143
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	6,518	6,390	6,094	5,917	5,911	148	145	139	134	134
	大都市	-	5,307	5,061	4,914	4,909	-	121	115	112	112
	多雪寒冷	5,784	5,671	5,408	5,251	-	131	129	123	119	-
	一般	-	4,974	4,744	4,605	4,601	-	113	108	105	105
	奄美	-	-	-	-	6,072	-	-	-	-	138
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	6,872	6,737	6,454	6,285	6,278	156	153	147	143	143
	大都市	-	5,464	5,235	5,097	5,092	-	124	119	116	116
	多雪寒冷	5,992	5,874	5,628	5,480	-	136	134	128	125	-
	一般	-	5,064	4,852	4,724	4,719	-	115	110	107	107
	奄美	-	-	-	-	6,229	-	-	-	-	142
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	7,001	6,864	6,600	6,439	6,433	159	156	150	146	146
	大都市	-	5,920	5,692	5,553	5,548	-	135	129	126	126
	多雪寒冷	6,349	6,224	5,985	5,839	-	144	141	136	133	-
	一般	-	5,623	5,407	5,275	5,270	-	128	123	120	120
	奄美	-	-	-	-	6,955	-	-	-	-	158
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	7,421	7,276	7,015	6,864	6,857	169	165	159	156	156
	大都市	-	6,275	6,050	5,919	5,914	-	143	137	135	134
	多雪寒冷	6,729	6,597	6,361	6,224	-	153	150	145	141	-
	一般	-	5,960	5,747	5,623	5,617	-	135	131	128	128
	奄美	-	-	-	-	7,414	-	-	-	-	168
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	9,928	9,734	9,446	9,288	9,279	226	221	215	211	211
	大都市	-	7,510	7,288	7,166	7,159	-	171	166	163	163
	多雪寒冷	8,391	8,227	7,983	7,850	-	191	187	181	178	-
	一般	-	6,812	6,611	6,500	6,494	-	155	150	148	148
	奄美	-	-	-	-	7,989	-	-	-	-	182

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)		主体附帯工事費面積係 (千円／戸)	
		I	II	I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	5,956	5,839	135	133
	一般	5,547	5,441	126	124
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	5,865	5,748	133	131
	一般	5,571	5,462	127	124
耐火構造平家建	特別	6,334	6,210	144	141
	一般	6,038	5,919	137	135
耐火構造2階建	特別	6,279	6,156	143	140
	一般	5,985	5,866	136	133
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	6,162	6,042	140
		一般	5,841	5,727	133
	暖房設備付	特別	6,397	6,272	145
		一般	6,068	5,949	138
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	6,350	6,225	144
		一般	6,022	5,904	137
	暖房設備付	特別	6,602	6,472	150
		一般	6,260	6,137	142
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	6,370	6,245	145
		一般	5,990	5,873	136
	暖房設備付	特別	6,619	6,489	150
		一般	6,223	6,101	141
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	6,567	6,438	149
		一般	6,173	6,052	140
	暖房設備付	特別	6,829	6,695	155
		一般	6,420	6,294	146
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,888	5,773	134
		一般	5,536	5,427	126
	暖房設備付	特別	6,112	5,992	139
		一般	5,747	5,634	131
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	6,067	5,948	138
		一般	5,706	5,594	130
	暖房設備付	特別	6,304	6,181	143
		一般	5,929	5,812	135
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	5,243	5,140	119
		一般	4,848	4,753	110
	暖房設備付	特別	5,409	5,303	123
		一般	5,001	4,903	114
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	5,883	5,768	134
		一般	5,439	5,333	124
	暖房設備付	特別	6,038	5,920	137
		一般	5,580	5,470	127

高層耐火構造 (地上階数 12~13 階)	燃料庫付	特別	6,257	6,134	142	139
		一般	5,785	5,672	131	129
高層耐火構造 (地上階数 14~19 階)	暖房設備付	特別	6,413	6,287	146	143
		一般	5,927	5,810	135	132
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	6,817	6,684	155	152
		一般	6,303	6,179	143	140
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	6,967	6,830	158	155
		一般	6,441	6,314	146	144
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	燃料庫付	特別	8,160	8,000	185	182
		一般	7,545	7,397	171	168
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	8,349	8,185	190	186
		一般	7,718	7,567	175	172

(沖縄)

構 造 別	1 戸あたり 主体附帯工事費基本額 (千円／戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円／m ²)
木造平家建及び準耐火構造平家建	5,117	116
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	5,496	125
耐火構造平家建	5,728	130
耐火構造 2 階建	5,852	133
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	5,896	134
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	6,084	138
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	6,019	137
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	6,213	141
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型以外の住棟)	5,505	125
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階・片廊下型の住棟)	5,683	129
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	5,210	118
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	5,875	134
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	6,300	143

○その6 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大 都 市 地 区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多 雪 寒 冷 地 区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市（旧今市市、旧足尾町及び旧藤原村を除く。）に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（郡上市、益田郡、揖斐川町（旧藤橋村に限る。）、特別地区に該当する地域を除く大野郡、高山市及び飛騨市に限る。）、滋賀県（米原市（旧伊吹町に限る。）、長浜市（旧木之本町及び旧西浅井町に限る。）及び高島市（旧マキノ町、旧今津町及び旧朽木村に限る。）に限る。）、京都府（福知山市（旧三和町を除く。）、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝郡、南丹市（旧美山町に限る。）及び京丹後市のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、美方郡、養父市及び朝来市（旧和田山町に限る。）に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市（旧那賀郡を除く。）、益田市（旧美濃郡を除く。）、江津市（旧桜江町を除く。）及び大田市（旧邇摩郡に限る。）を除く。）
奄 美 地 区	鹿児島県（奄美市及び大島郡に限る。）
一 般 地 区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県

1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I 地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II 地域に区分されるものとする。

北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町
(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町
宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶴沼町、旧花山村に限る。）
山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市
(旧長沼町に限る。)、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）
群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）
新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。）、松本市（旧

松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村、旧川井村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧六合村を除く。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村

岐阜県 中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原

	村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稻武町に限る。）
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）
高知県	いの町（旧本川村に限る。）

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧 笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、栗島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧野尻町を除く。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山县	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小值賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

(北海道)

地 区 名	地 域
特 别 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,777,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 4,061,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベータ一設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 32,702,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,423,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,661,000円 1戸当たり 239,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 3,268,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 2,266,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,733,000円 ただし、本区分の加算を受けて合併処理浄化槽を設ける場合にあっては、 2,749,000円	都市再生住宅

(9) 店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,697,000円	改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅														
(10) ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,661,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(11) 試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合 (新建材、新工法等による住宅の工事を含む。)	1戸当たり 1,697,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(12) 作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1m ² 当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12m ² を限度とする）を乗じた額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1m²当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>167,000円／m²</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>178,000円／m²</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>182,000円／m²</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>182,000円／m²</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>182,000円／m²</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>209,000円／m²</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1m ² 当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	167,000円／m ²	木造2階建及び準耐火構造2階建	178,000円／m ²	低層耐火構造	182,000円／m ²	中層準耐火構造	182,000円／m ²	中層耐火構造	182,000円／m ²	高層耐火構造	209,000円／m ²	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅
構造別	1m ² 当たり工事費																
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	167,000円／m ²																
木造2階建及び準耐火構造2階建	178,000円／m ²																
低層耐火構造	182,000円／m ²																
中層準耐火構造	182,000円／m ²																
中層耐火構造	182,000円／m ²																
高層耐火構造	209,000円／m ²																
(13) 耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあっては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあっては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部	1戸当たり 2,266,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、2,266,000円に、その1戸当たり平均床面積に44m ² を加えたものを	都市再生住宅														

	<p>に枠組壁構造を用いる住宅にあつては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。</p> <p>② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。</p> <p>③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。</p> <p>④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。</p> <p>⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上すること。</p> <p>⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。</p>	1戸当たり標準床面積に44m ² を加えたもので除した数値を乗じて得た額	
(14) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 3,268,000円	都市再生住宅
(15) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 3,268,000円	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取 得 の 条 件	開 発 充 当 率
1 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2 1 m ² 当たり 6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3 その他の場合	改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A ₀ %)未満の場合 1.00 - 0.01 × a a = A ₀ - A ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 基準容積率

構造 地区区分	特 別 〔特別豪雪地帯 を除く〕 大 都 市	一 般 奄 沖 美 繩	特 別 〔特別豪雪地帯 に限る〕 北 海 道 多 雪 寒 冷
木造（平屋）			
低層準耐火構造（平屋）	20 %	20 %	20 %
低層耐火構造（平屋）			
木造（2階）			
低層準耐火構造（2階）	35	35	30
低層耐火構造（2階）			
中層準耐火構造（3階）	55	55	55
中層耐火構造（3階）			
中層耐火構造（4・5階）	75	70	65
高層耐火構造	114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1（その6）による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1（大都市－I）

都道府県	市町名
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

○その2（大都市－Ⅱ）

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡市、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里市
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、鶴見町、愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山县	和歌山市、海南市、橋本市
岡山县	岡山市
広島県	吳市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額														
(1) 道路整備費	整備に要する額														
(2) 下排水工事費															
(3) 児童遊園整備費															
(4) 緑地整備費															
(5) 地区施設等用地取得造成費															
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める 1 m ² 当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th><th>1 m²当たり工事費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td><td>167,000円／m²</td></tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td><td>178,000円／m²</td></tr> <tr> <td>低層耐火構造</td><td>182,000円／m²</td></tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td><td>182,000円／m²</td></tr> <tr> <td>中層耐火構造</td><td>182,000円／m²</td></tr> <tr> <td>高層耐火構造</td><td>209,000円／m²</td></tr> </tbody> </table>	構造別	1 m ² 当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	167,000円／m ²	木造2階建及び準耐火構造2階建	178,000円／m ²	低層耐火構造	182,000円／m ²	中層準耐火構造	182,000円／m ²	中層耐火構造	182,000円／m ²	高層耐火構造	209,000円／m ²
構造別	1 m ² 当たり工事費														
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	167,000円／m ²														
木造2階建及び準耐火構造2階建	178,000円／m ²														
低層耐火構造	182,000円／m ²														
中層準耐火構造	182,000円／m ²														
中層耐火構造	182,000円／m ²														
高層耐火構造	209,000円／m ²														
(7) 管理事務所設置工事費															
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、32,576,000円／件を限度とする。														
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、32,576,000円／件を限度とする。														
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、32,576,000円／件を限度とする。														
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、508,000円／件を限度とする。														
(12) 施設併存構造費及びピロティ建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造88,000円／m ² 、高層耐火構造 98,000円／m ² を限度とする。														
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、196,000円／m ² を限度とする。														
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額														
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額														
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額														
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額														
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額														

附 則

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第5の1.1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）及び子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1.1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1.1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第5の1.1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1.1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1.1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額

第3条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、第2の2(4)中「別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)まで

の規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、「国土交通大臣が必要と認めるとときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に0.22を乗じた額内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額内で国土交通大臣の決定した額とする。

2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第2中、(15)その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1戸当たり 3,207,000円」とあるのは、「① 1戸当たり 3,207,000円 ② 1戸当たり 3,207,000円（地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要があり、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額）」とする。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年10月1日から施行する。

第2条 この要綱は、福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第5の1.1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）及び子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1.1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1.1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第5の1.1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
子育て定住支援賃貸住宅（福	地域優良賃貸住宅整備事業	第2、第3及び第

島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成 26 年 2 月 28 日付け国官会第 2911 号通知）附属編第 2 の 1. 1-1 に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第 2 項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成 25 年 4 月 15 日付け国官会第 3678 号通知）附属編第 2 の 1. 1-1 に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。)	等補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 162 号）第 4 条第 5 項に規定する標準工事費	4 により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
--	---	-------------------------------------

第3条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、第2の2(4)中「別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、「国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に 0.22 を乗じた額内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額とする。

2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第2中、(15)その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1戸当たり 3,268,000 円」とあるのは、「① 1戸当たり 3,268,000 円 ② 1戸当たり 3,268,000 円（地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要があり、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額）」とする。